

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額

### 【1号：教育標準時間認定】

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定 義	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び保護者が養育里親等である世帯	0円
第3	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯	12,800円
第4	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円以上211,201円未満である世帯	17,200円
第5	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が211,201円以上である世帯	22,400円

（注1）利用者負担額は税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。

（注2）小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の1号認定子どもが幼稚園等を利用している場合、利用者負担額を軽減します。2人目は半額、3人目以降は無料になります。

（注3）利用者負担額とは別に、各施設が設定する費用がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

（注4）ひとり親家庭及び在宅障害者（児）がいる世帯が第3階層にあたる場合、1,000円軽減の月額11,800円になります。

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額

### 【 2号（保育認定・3歳以上児）及び3号（保育認定・3歳未満児） 】

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000円	7,800円	5,500円	5,400円	5,500円	5,400円
第4		市町村民税所得割課税額	10,000円	9,800円	7,500円	7,300円	7,500円	7,300円
第5		48,600円未満	12,500円	12,200円	10,000円	9,800円	10,000円	9,800円
第6		48,600円以上 63,900円未満	19,500円	19,100円	16,000円	15,700円	16,000円	15,700円
第7		63,900円以上 97,000円未満	33,000円	32,400円	23,500円	23,100円	21,500円	21,100円
第8		97,000円以上 137,600円未満	44,000円	43,200円	26,000円	25,500円	22,500円	22,100円
第9		137,600円以上 169,000円未満	55,000円	54,000円	28,000円	27,500円	24,000円	23,500円
第10		169,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円	29,000円	28,500円	25,000円	24,500円
第11		301,000円以上 397,000円未満	72,800円	71,500円	35,100円	34,500円	30,300円	29,700円
		397,000円以上						

（注1）利用者負担額にかかる表中の児童年齢については、各年度の4月1日時点の年齢となります。

（注2）各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除（①地方公共団体②共同募金会③日本赤十字社④その他市の条例で定める団体に対する寄付金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額をそれぞれ控除する前の税額をいいます。